

○地球環境の保全①

1. 地球温暖化対策の推進

分野	目標	NO.	施策	所管課	決算額 (千円)	24年度の施策推進状況	市評価
低炭素まちづくりの推進	市内の二酸化炭素の総排出量を、国の方針に基づき、1990年度比25%削減すること その他の温室効果ガスの排出量を抑制すること	1	公共交通の利用促進(市コミュニティバス)	交通課	20,124	<p>運行当初に採用したCNG車の老朽化に伴い、トータル面のリスクを考慮し、騒音規制適合車・ポスト新長期排出ガス規制適合車・交通バリアフリー法適合車(低床バス車)を1台購入した。コミュニティバス事業の全体の利用状況は、路線別での増減はあるが、ほぼ横ばいとなっている。また、平成23年度に「東村山市地域公共交通会議」を設置し、コミュニティバスの利用促進・既存路線の改善・新規路線の検討など、「東村山市公共交通を考える会」の報告書にあるさまざまな課題を解決するため、コミュニティバス事業を市民・交通事業者・市の3者協働でおこなっていくための「コミュニティバス新規導入ガイドライン」と「コミュニティバス運行改善ガイドライン」を作成した。 ●利用者数:436,000名 (3路線4系統の全路線)</p>	A
		2	自転車利用の促進	道路管理課		<p>温室効果ガスの削減を図るため、狭隘道路の拡幅改良事業を図ることで、施策の「自転車利用の促進」を推進しています。市道の拡幅改良事業は地権者の理解と多額の費用を要するため、現在は狭隘道路の拡幅改良工事を実施計画に基づき計画的に進めています。</p>	
				交通課	53,408	<p>自転車利用の促進を図るため、より市民が利用しやすい駐輪場運営をめざし指定管理者とともに取り組んでいる。利用台数については、東村山駅西口地下駐輪場の定期利用者数は年間平均で1,095台/月、一時利用の一日当たりの利用者数は年間平均で622台/日である。前年と比べ、定期利用者数は同数であるが、一時利用者数は511台/日から622台/日と大幅に伸びている。同様に、久米川駅北口地下駐輪場の定期利用者数は年間平均で887台/月、一時利用の一日当たりの利用者数は年間平均で518台/日である。前年と比べ定期利用者数は若干減少しているが、一時利用者数で微増しており、合計ではほぼ前年と同数である。地下駐輪場全体として、満空情報の配信等により一定の周知が図られたことや、放置自転車対策と駐輪場利用促進策が機能していることにより、適正な自転車利用の促進が図られていると考えられる。</p>	
		3	地産地消、旬産旬消の推進	産業振興課	299	<p>平成23年12月より久米川北ロイイベント広場で行っている朝市「マルシェ久米川」は、毎月第3日曜日、市内農産物及びそれらを使った加工品の販売を行っているが、24年度は毎月合計12回行われ、市民に新鮮で安心且つ四季折々の産物を提供した。また参加事業者、来客も増加していて地域に定着しつつある。</p>	
		4	建築物・住宅の敷地や周辺の緑化推進(敷地内緑化、屋上緑化、壁面緑化)	みどりと環境課	737	<p>生垣設置補助:11件 109m 壁面緑化:つる性植物 160本</p>	
		5	機器等に含まれるフロン類の適正処理の推進	ごみ減量推進課		<p>冷蔵庫、エアコン等のフロンガスを含む家電製品の廃棄を希望する方には、処理業者の紹介等の啓発に努めた。</p>	
		6	その他、地球温暖化対策に関わる各種助成等の制度構築検討	みどりと環境課		<p>省エネ機器(CO2冷媒ヒートポンプ給湯器・潜熱回収型給湯器・ガス発電給湯器・燃料電池)の補助制度の見直しを行い、申請者多数の場合は抽選を実施することとした。(申請件数及び交付件数の実績は施策No.12燃料電池、高効率給湯機器の導入促進の項目参照)</p>	

○地球環境の保全②

1. 地球温暖化対策の推進

分野	目標	NO.	施策	所管課	決算額 (千円)	24年度の施策推進状況	市評価
再生可能エネルギーの利用促進	再生可能エネルギー・未活用エネルギーの利用が図られていること	7	太陽光発電の導入の普及啓発	みどりと環境課	3,000	市報及び市ホームページにて、住宅用太陽光発電システム設置工事費補助制度を市民に周知した。また、市公共施設(萩山児童クラブ)に約4kWの太陽光発電パネルを設置した。	B
		8	太陽光発電設置の助成	みどりと環境課	6,000	住宅用太陽光発電システム設置工事費補助制度において、助成件数の実績は64件であった。(申請件数183件)。補助金の交付額は1件あたり、設置工事費の1/3で上限金は10万円。	
		9	太陽熱利用、その他の再生可能エネルギー利用設備の導入の普及	みどりと環境課		太陽熱利用においては、現在、市の政策では実施していない。 ※東京都の創エネルギー機器等導入事業および集合住宅等太陽熱導入促進事業において、太陽熱利用システム設置に対する補助が行われており、問い合わせに対してはその周知をしていた。	

○地球環境の保全③

2. 省エネルギー・省資源の推進

分野	目標	NO.	施策	所管課	決算額 (千円)	24年度の施策推進状況	市評価
省エネルギーの推進	省エネルギーが徹底されていること	10	省エネルギー行動の啓発・省エネルギー製品の情報提供、購入の促進	みどりと環境課		東京都の中小事業者向け及び家庭向け省エネ診断制度や、九都県市の地球温暖化防止キャンペーン等のポスター掲示、パンフレット配布等、省エネに関する情報提供を行っている。	B
		11	エコドライブの普及啓発、指導	みどりと環境課		東京都において、エコドライブ推進プロジェクトを実施している。市においては、エコオフィスプラン東村山研修会を通じて、エコドライブの普及啓発・徹底をエコリーダー職員に呼びかけた。また、市民に対して普及啓発のために、6月に実施した東村山市環境フェアにおいて、パンフレットを配布し、呼びかけた。	
		12	燃料電池、高効率給湯機器の導入促進	みどりと環境課	1,475	住宅用省エネルギー機器設置費補助金交付事業として、「住宅用省エネルギー機器」を設置する方へ、その費用の一部を補助する制度を実施した。 (参考:実績として、申請件数62件、交付件数44件)	
省資源の推進	省資源が徹底されていること	13	節水の啓発	みどりと環境課		都において、パンフレットやホームページによる節水のPRが行われている。市庁舎においては、エコオフィスプラン東村山で節水の励行を定め、エコリーダー研修会を通じ職員に周知している。	B
		14	事業者等への雨水・中水利用の促進	下水道課		平成23年7月1日より、「東村山市雨水貯留・浸透施設等設置助成規則」の一部見直しを行い、浸透施設設置不適地内に建物を持つ個人に対しては、雨水貯留槽設置費用の助成を開始したが、事業者に対しては特段の施策を講じていない。中水利用については、雨水のみでは安定的な水量の確保が困難なことから、実績は皆無である。	
		15	省資源行動の啓発・省資源製品の情報提供、購入の促進	みどりと環境課		エコオフィスプラン東村山研修会を通じて、グリーン購入の啓発や購入の促進をエコリーダー職員に呼びかけた。	
		16	食品廃棄物の発生抑制	ごみ減量推進課		食品廃棄物の発生抑制にあたっては、各家庭における生ごみの減量は重要であり、ホームページやチラシなどにより啓発活動を行い市民意識の向上を図った。	

○生活環境の保全①

1. 大気汚染、水質汚染、土壌汚染の防止、化学物質の適正管理

分野	目標	NO.	施策	所管課	決算額 (千円)	24年度の施策推進状況	市評価
大気汚染対策	以下の項目について、環境基準に適合していること ①二酸化窒素(N ₂ O)濃度 ②浮遊粒子状物質(SPM)濃度 ③微小粒子状物質(PM _{2.5})濃度 ④ダイオキシン類濃度 ⑤VOC4項目濃度(ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン) 以下の項目について、低減していること ⑥VOCの大気への排出量(都条例・PRTR法対象項目中のVOC)	17	沿道大気調査	みどりと環境課	630	二酸化窒素(NO ₂)調査を、市内交差点等20ヶ所で年4回実施した。(調査地点は平成23年度と同様) 全ての測定箇所において、環境基準(0.06ppm)以下であった。	B
		18	廃棄物屋外焼却禁止の徹底	みどりと環境課		市では、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第126条、同条例施行規則第62条、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第16条の2、同法施行令第14条に基づき、屋外焼却、基準を満たさない焼却炉の使用に対して指導を実施している。また、市ホームページの「野焼き等の焼却行為禁止」において、屋外焼却が禁止されている旨を記載している。 本年度は14件の屋外焼却の苦情があり、全てに指導を行い解決した。	
		19	渋滞解消のための道路構造改善の推進(右折レーンの設置、道路と鉄道の立体交差)	道路管理課		<ul style="list-style-type: none"> 西武鉄道の連続立体交差化計画の進捗に伴い、久米川第3号踏切(鷹の道)/東村山第2号踏切(化成小学校付近)/東村山第3号踏切(ふるさと歴史館付近)の踏切や接続道路について道路構造等の検討を進めています。 市道の拡幅改良事業は地権者の理解と多額の費用を要するため、現在は狭隘道路の拡幅改良工事を実施計画に基づき計画的に進めています。 上記の事業を推進することで、施策の「渋滞解消のための道路構造改善の推進」を図っています。 	
				まちづくり推進課		<連続立体交差化計画> 東村山駅付近の5か所の踏切除却に向け、事業主体である東京都による連続立体交差化計画が10月に都市計画決定し、12月に用地測量説明会が開催された。	
		20	低公害・低燃費車の普及と拡大の促進	みどりと環境課		都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第35条及び同条例施行規則第17条では、200台以上の自動車に所有する者に義務を課しており、本市では200台未満の所有の為、低公害導入計画は作成していないが、地球温暖化対策等率先行動計画「エコオフィスプラン東村山」において、低公害車の購入基準を記載している。 エコオフィスプラン東村山研修会を通じて、低公害車・低燃費車の普及促進をエコリーダー職員に呼びかけた。	
		21	光化学スモッグの原因となる揮発性有機化合物(VOC)の排出削減の啓発	みどりと環境課		都のVOC対策セミナーやVOC対策アドバイザー制度について、パンフレット配布等により情報提供を行っている。	
		22	ディーゼル車の排出ガス対策の推進	みどりと環境課		NO _x ・PM法に基づき、東京都では、ディーゼル車の規制及び違反者の取り締まりを実施している。 市では東京都が作成したチラシを公共施設においている。	
		23	一般大気・自動車排出ガスの常時観測の実施	みどりと環境課		当該施策は実施していない。 ※東京都により、自動車排出ガス測定局(新青梅街道東村)におけるSPMと二酸化窒素の常時観測が実施されている。	
24	微小粒子状物質(PM _{2.5})の排出源・観測データ収集	みどりと環境課		東村山市ホームページに東京都の収集データのリンク先を掲載した。 ※東京都により、自動車排出ガス測定局(新青梅街道東村)におけるSPMと二酸化窒素の常時観測が実施されている。			

○生活環境の保全②

1. 大気汚染、水質汚染、土壌汚染の防止、化学物質の適正管理

分野	目標	NO.	施策	所管課	決算額 (千円)	24年度の施策推進状況	市評価
水質汚染対策	以下の項目について、環境基準に適合していること ⑦生活環境項目の濃度 ⑧健康項目の物質濃度 ⑨ダイオキシン類濃度	25	公共用水域水質調査	みどりと環境課	1,554	空堀川(2地点 年4回)、北川(5地点 年2回)、前川(5地点 年2回)、出水川(3地点 年2回)、野火止用水路(1地点 年2回)において水質調査を実施している。	B
		26	下水道未接続事業所・家庭等への接続の徹底指導	下水道課		平成23年度末の未接続世帯:746世帯(浄化槽:600世帯、汲み取り146世帯)に対し、平成24年度末の未接続世帯:717世帯(浄化槽:577世帯、汲み取り140世帯)と29世帯の減となった。 平成24年度は、未接続世帯に対する下水道への接続を促す文書の送付は行わなかった。下水道への新たな接続件数は、平成23年度のおよそ5割程度であった。	
		27	事業所の排水について監視、測定、指導	みどりと環境課		「水質汚濁防止法」にて、新たに有害物質を使用する特定施設を設置する場合等に設置届を提出することを義務付けている。市では、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例に基づき、工場、指定作業場を規定し水域区分ごとに特定事業場からの排水の有害物質の基準を定めて、適宜、指導を実施している。	
土壌汚染対策	以下の項目について、環境基準に適合していること ⑩ダイオキシン類濃度 ⑪土壌の汚染が未然防止または浄化されていること	28	有害物質取扱事業者への指導	みどりと環境課		4有害物質取扱事業者が営業を継続するなど、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第116条に基づく土壌汚染状況が不可能なため、調査を猶予した。また、条例第117条で東京都が3000m ² 以上の土地を造成等を行うものについては対象事業者はなかった。	B
		29	土壌汚染の実態や対策に係る情報の開示	みどりと環境課		「土壌汚染対策法」にて、有害物質使用施設を廃止した場合等、土壌汚染状況調査をすることや、一定規模以上の土地の形質変更の際に届出することを義務付けている。また、東京都で土壌汚染対策に関する情報を提供するため、「土壌汚染対策セミナー」等を開催している。	
化学物質の適正管理	⑫ 製品や製造工程における有害化学物質の使用、製品や廃棄物への移動が減少していること ⑬ 減農薬・減化学肥料・無農薬・無化学肥料による農業が推進されていること ⑭ 使用中の建築物からのアスベスト飛散が防止されていること ⑮ 建築物解体時のアスベスト飛散が防止されていること ⑯ 環境への有害化学物質の排出・移動量が減少していること(都条例・PRTR法対象項目) ⑰ PCB廃棄物による汚染が未然防止または浄化されていること	30	有害化学物質の使用・排出等の把握	みどりと環境課		毎年度、都が化学物質排出把握管理促進法(PRTR法)に基づく排出量等の届出を、市が都民の健康と安全を確保する環境に関する条例に基づく使用量等の届出を受け付け、把握を行っている。	B
		31	低VOC製品(塗料他)の優先的な使用、普及啓発	みどりと環境課		都においてVOC対策セミナー等が開催されており、市では事業者への周知協力等を行っている。	
		32	建築物等の解体時のアスベスト飛散防止対策の啓発、指導	みどりと環境課		大気汚染防止法および都民の健康と安全を確保する環境に関する条例に基づき、延面積2,000m ² 未満の建築物等のアスベスト含有建築物等解体の届出受付および指導を行っている。(延べ面積2,000m ² 以上の建築物は都が届出受付および指導を行っている。)	

○生活環境の保全③

2. 都市生活型公害への取り組み

分野	目標	NO.	施策	所管課	決算額 (千円)	24年度の施策推進状況	市評価
騒音・振動対策	①騒音レベルが環境基準・要請限度に適合していること ②工場、建設作業、店舗や家庭からの騒音の苦情を発生させないこと ③振動レベルが要請限度に適合していること ④工場、建設作業から振動の苦情を発生させないこと	33	道路環境調査	みどりと環境課	294	市内の主要な道路3地点(鷹の道、江戸街道、府中街道)において、道路交通騒音・振動調査を実施した。騒音、振動調査の結果、昼間と夜間の区分において、いずれも要請限度に適合していた。	B
		34	事業所等への指導	みどりと環境課		工場、事業所等からの騒音苦情は14件、振動苦情は0件で、すべてに指導を行い解決した。	
		35	低騒音舗装の採用	道路管理課		平成23年度同様に、道路の維持補修工事が主であるため、低騒音舗装での道路改修工事は実施していない。	
都市生活型公害への取り組み	事業場や下水等からの悪臭の苦情を発生させないこと カラオケ・近隣騒音等の苦情を発生させないこと 市民の喫煙マナーが向上していること	36	<悪臭防止>事業所等への指導	みどりと環境課		事業所からの悪臭苦情は、5件で、全てに対応し解決した。	B
		37	<悪臭防止>家庭への啓発	みどりと環境課		家庭からの悪臭の苦情は1件で、対応し解決した。	
		38	<カラオケ・近隣騒音等の防止>事業所等への指導	みどりと環境課		カラオケ店等から発生した都市生活型騒音苦情はなかった。	
		39	<カラオケ・近隣騒音等の防止>家庭への啓発	みどりと環境課		家庭から発生した都市生活型騒音苦情は1件で、対応し解決した。	
		40	<路上喫煙の防止、喫煙マナーの向上>市民への啓発	みどりと環境課	2,674	平成20年6月1日施行した「東村山市路上喫煙等の防止に関する条例」の条例施行周知・啓発キャンペーンを実施した。路上喫煙等防止指導員による巡回指導やシルバー人材センター会員による啓発活動を実施した。秋津駅・新秋津駅間、東村山駅周辺及び久米川駅周辺に貼り付けてある路上喫煙等防止啓発路面シートの一部貼り替えを行った。	

○生活環境の保全④

3. ごみの減量・資源化、適正処理の推進

分野	目標	NO.	施策	所管課	決算額 (千円)	24年度の施策推進状況	市評価
ごみの減量・資源化の推進	発生抑制・排出抑制・再使用を推進し、ごみ総量が減少されていること 可燃ごみ、不燃ごみなどの分別の徹底などを図り、資源化率を高めていること 事業者の排出ごみの減量・再利用が図られていること 店頭回収の拡大が図られていること 古紙・ダンボール等の集団資源回収が推進されていること リサイクルショップの活動の拡充が図られていること 生ごみの資源化が促進されていること フリーマーケットなどの充実が図られていること	41	ごみ分別の徹底、ごみ減量の啓発	ごみ減量推進課		<ul style="list-style-type: none"> ・ごみ見聞録(年3回)、ごみと資源の出し方・分け方、収集カレンダーの発行等、ホームページを活用することのより、分別の徹底、ごみ減量の啓発を行った。 ・店頭、自治会への出前講座を通じて市民、事業者へ直接、ごみ分別の徹底、ごみ減量の啓発を行った。 出前講座実施回数・・・40回・集合住宅で廃棄物減量等推進員の協力を得ながら管理人・オーナー・入居者に対して分別、収集日等のルールなどの排出指導、説明会を開催した。・・・6回 ・学校への出前授業を実施することで児童・生徒の家庭でごみ分別の徹底、ごみ減量の関心を高められるようにした。 出前授業実績・・・9校 	A
		42	事業者のごみの減量、再利用の推進	ごみ減量推進課		<ul style="list-style-type: none"> ・3,000㎡以上の事業所に対して、事業用大規模建築物における廃棄物の減量及び再利用に関する計画書の提出を求め、計画書に基づき聞き取り調査を行い、また manifests における大量排出事業所に対し減量及び再利用の推進、指導を行った。 ・許可業者との契約で秋水園に搬入している事業所に対しては、許可業者に対し搬入物の検査(不適正物が混入されていないか)を行い不適切物の混入があった場合は、事業所及び許可業者に対し、分別の徹底及び再利用の促進の指導を行った。 ・少量排出事業所に対しては、事業所登録に基づき市指定事業系袋の使用状況を現地に於て聞き取り調査及び確認作業を行った。その際、事業系袋の使用と事業所から排出されるごみの減量及び再利用の推進・指導を行った。 	
		43	店頭回収の拡大の促進	ごみ減量推進課		<ul style="list-style-type: none"> ・未実施店舗に働きかけた。 ・使用済みインクカートリッジの回収店舗増(2店) ・回収品目の追加店舗増(2店) ・協力店で実施した店頭説明会に合わせてアンケート(インタビュー形式)を実施、同時に店頭回収店舗の利用を働きかけた。 ・イベント等でPRを行った。 ・協力店舗を市の媒体で紹介した。 (H24目標 21店舗 ・ H24実績 21店舗) 	
		44	古紙・ダンボール等の集団資源回収の推進	ごみ減量推進課	16,603	<ul style="list-style-type: none"> ・資源回収を楽しくすすめる会と連携をとり、各イベント参加及び防災ずきん作り講習会、エコクッキング講習会等を通じてPRを行った。 ・資源物回収業者と案を出し合い、集団資源回収制度PR用チラシを作成した。廃棄物減量等推進員の協力を得て、未登録の自治会及びマンションへの配布を実施し、登録団体数拡大に努めた。 (H24目標 129団体 H24実績 132団体) 	
		45	リサイクルショップの活動の充実	ごみ減量推進課		<ul style="list-style-type: none"> ・年間を通して粗大ごみの引き抜きを強化し、美住リサイクルショップでの販売数を増やした。 ・リサイクルショップのフリースペースの活用を美住リサイクルショップ運営委員と検討した。 ・食器類、衣類の引取りを引き続き実施した。 (H24年度 美住リサイクルショップ来館者数 17,768人) 	
		46	生ごみの資源化の促進	ごみ減量推進課	643	<ul style="list-style-type: none"> ・生ごみの水切りに関しては、イベントで廃棄物減量等推進員と協働で啓発活動を行った。 ホームページ、ごみ・資源収集カレンダーに生ごみの水切りの啓発を掲載した。 ・生ごみ減量化容器購入補助 堆肥化容器 29基 コンポスト容器 13基 抗酸化バケツ 2基 計 44基 ・生ごみ集団回収団体数 34団体 登録世帯数 266世帯 回収量 17,100kg 生ごみ堆肥化施設の一時停止に伴い、平成25年2月より事業を一時停止している。 	
		47	フリーマーケットなどの内容等の充実	ごみ減量推進課	7,525	<ul style="list-style-type: none"> ・美住リサイクルショップ運営委員とフリーマーケットの拡充の検討を行った。 ・美住リサイクルショップでもフリーマーケットを例年通り行った。 (H24年度 12回開催) 	
ごみの適正処理の推進	資源循環の中核施設として、秋水園の整備が行われていること 埋立処分量のゼロを維持すること	48	中間処理施設の整備と適切な運営	施設課	47,152	平成23年度に延命化改修工事が完了しているため、平成24年度からは、平成23年度より10年間延命化したごみ焼却施設の維持管理に係る補修工事を中心に行った。	B

○地域環境の保全①

1. 緑化の推進、良好な自然環境の保全・回復

分野	目標	NO.	施策	所管課	決算額 (千円)	24年度の施策推進状況	市評価
自然 の み ど り の 保 全	雑木林や丘陵地のみどりが保全されていること 損なわれたみどりが再生されていること 自然の植生と市街地の緑地とのネットワークが確保されていること	49	緑地保全基金の有効活用	みどりと環境課		緑地保全基金積立金(平成23年度末)540,546,735円 積立金(平成24年度) 15,962円 利子分(平成24年度) 352,317円 取崩額(平成24年度) 0円 積立金合計額 540,915,014円	B
		50	八国山緑地、狭山緑地の保護強化	みどりと環境課		八国山緑地、狭山緑地を管理している東京都の事業について、狭山丘陵フェア等のイベントの協力を行った。	
		51	緑地保全地域の指定促進	みどりと環境課		緑地保全地域は将来に渡り緑地を保全するために、東京都が指定している緑地である。その地域の保全については、市長会を通じ、要望を提出している。	
		52	宅地開発指導要綱等による開発時の緑化保全の指導	みどりと環境課		東村山市開発指導要綱ならびに東村山市緑の保護と育成に関する条例に基づき、緑化に努めるよう指導。 宅地開発区域1000㎡以上は都条例、3000㎡以上は都条例及び都市計画法に基づく緑化を指導。	
		53	緑地保護区域の保全強化	みどりと環境課		緑地保護区域指定に伴う補助は、固定資産税の減免を行っている。土地所有者の高齢化・相続発生、近隣からの苦情・要望等により、緑地保護区域として維持することが困難となっている。	
		54	樹林地の公有地化	みどりと環境課		都市計画緑地決定したせせらぎの郷多摩湖緑地の一部を公有地化。	
		55	保存樹木の指定及び補助による保全	みどりと環境課		保存樹木は、良好な自然環境を確保するために市が指定する。 ・保存樹木指定本数:347本 (H23年度 349本)	
56	保存生垣の指定促進	みどりと環境課		保存生垣は、良好な自然環境を確保するために市が指定する。 ・保存生垣指定状況:3324m (H23年度 3360m)			

○地域環境の保全②

1. 緑化の推進、良好な自然環境の保全・回復

分野	目標	NO.	施策	所管課	決算額 (千円)	24年度の施策推進状況	市評価
市街地の みどりの 保全	市街地の街路樹 が豊かにあること	57	道路沿道や公共 施設の緑化推進	みどりと 環境課		武蔵野線沿線他花壇に市民団体9団体による花の植栽を実施した。 (春2,600株・秋2,600株) (H23 春2,750株・秋2,750株)	B
		58	生垣モデル地区 の設定	みどりと 環境課		新たな生垣モデル地区を設定することは現状困難である。	
		59	みどりの散歩道 づくりの推進	みどりと 環境課		ボランティアによる野火止用水の清掃等を実施し、整備に努めている。	
		60	自然・文化・歴史 資源を巡るみど りの散歩道作り の推進	みどりと 環境課		市内観光ミニツアーにおいて、観光ガイドが同行し、史跡・神社・寺等を案内した。	
		61	公共施設の緑化	みどりと 環境課		公共施設を含め市街地の街路樹に対して必要な管理を施している。	
		62	事業所の緑化	みどりと 環境課		東村山市開発指導要綱ならびに東村山市緑の保護と育成に関する条例に基づき、緑化指導を行っている。	
		63	住宅地内の緑化 (生垣等造成費 補助制度の推進 等)	みどりと 環境課		施策No. 4と同様。	
み公 ど園 りや の水 保辺 全の	身近に憩える公園 があること 自然な水辺が周 辺の緑地とともに あること	64	環境に配慮した 公園の整備と促 進	みどりと 環境課		平成23年度同様、環境に配慮し、北山公園内菖蒲田土壌改良工事を行った。	B

○地域環境の保全③

2. 農地の保全と育成

分野	目標	NO.	施策	所管課	決算額 (千円)	24年度の施策推進状況	市評価
地産地消の推進	農地が計画的に保全されているとともに、適切に管理されていること 生産基盤、環境資源として農地が保全されていること	65	農業振興計画の推進	産業振興課	299	東村山市第2次農業振興計画中の4つの重点事業の内の1つ、「地産地消の推進」(新たな市(いち)の開設、直売所の新設)に基づき、平成23年12月より、毎月第3日曜日、久米川駅北ロイイベント広場にて、朝市(マルシェ久米川)を開催し、市民が市内産農産物入手できるようにした。平成24年度は出展者も増え、合計13回行い、また、いきいきシール作成し販売品に貼り推進を図った。	A
		66	農業体験農園等の整備による農地の保全	産業振興課		11月に東村山市立三中の生徒6人が、久米川町・秋津町の農家にて、体験学習を行った。	
		67	緑地などを結ぶ散策道の整備の推進	みどりと環境課		都市計画道路の整備に伴い、街路樹等の選定等を要望していく。	
		68	地場農産物の情報提供の充実	産業振興課		「東村山市農産物直売所めぐり散策まっぷ」を菖蒲まつり、産業まつり、都市農政フォーラム、市主催のイベント等で配布した他、開設したマルシェ久米川でも来場した市民に配布し、情報提供に努めた。	
		69	地場農産物の学校給食への導入の拡大など地産地消の推進	学務課		「食育推進プラン」に基づく地産地消の考えに立ち、地場野菜を生産する農家の方々との連携や、学童農園の取組み等から、生産者が見える教育を学校で行なっている。農家の畑を借り受け栽培指導のもと、農業体験学習や生産農家見学、地場野菜栽培マップ作り等を積極的に行い、地域の農産物への関心や興味等、意識が高まる取組みを行なった。 平成24年度も7月に「じゃがいもの日」、11月に「キャベツの日」、「小松菜の日」、12月に「キウイフルーツの日」、「人参の日」を設け、小・中学校給食に地場野菜を提供。	
				産業振興課		24年度納入量(23,424.7kg)は、前年度(20,514.8kg)よりkg(約14%)増加した。 7月に「じゃがいもの日」、11月に「キャベツの日・キウイフルーツの日」、12月「人参・小松菜の日」を設定し、全小学校に一斉にそれぞれを納入した。	
		70	減農薬、減化学・有機肥料の普及促進	産業振興課	3,142	生ごみを原料の一部とした堆肥の購入数は、1,386袋で、昨年実績より16%減少した。牛糞堆肥は、6,862袋で16%増加した。	
		71	農業体験学習の推進	産業振興課		11月に東村山市立三中の生徒6名が久米川町、秋津町の農家にて体験学習を行った。	
72	防災協力農地の拡大と情報提供の充実	防災安全課		災害協力農地周知のため、協力農地に案内看板を設置している。			

○地域環境の保全④

3. 水辺環境の整備、水循環の保全・回復

分野	目標	NO.	施策	所管課	決算額 (千円)	24年度の施策推進状況	市評価
水辺環境の整備	水辺は汚染がなく、緑地が豊富で、生物の良好な生息環境が保たれていること	73	多自然工法による護岸の導入	道路管理課		「野火止水護岸補修工事」を継続して実施している。	B
		74	親水化(空堀川・北川・前川・出水川・柳瀬川・野火止水水)の推進	みどりと環境課		4市で構成している「空堀川水環境確保対策会」にて「親と子の環境教室」を開催した。	
		75	湧水の再生と周辺のみどりの保全	みどりと環境課		せせらぎの郷・多摩湖緑地において、里山の保全についてワークショップを2回開催した。	
		76	水を育む里山の保全	みどりと環境課		里山の形態を持つ「せせらぎの郷多摩湖緑地」の公有地化を進めるとともに、ワークショップやホテルの観察会等のイベントを実施した。	
水循環の保全・回復	水量の十分な河川、地下水が保たれていること 地表面の雨水浸透性が高いこと 河川は多自然型護岸が保たれていること	77	透水性舗装の採用	道路管理課		低騒音舗装と同様に道路の維持補修工事が主であるため、透水性舗装での道路改修工事は実施していない。しかし、一部路線で道路排水工事を実施した際に、U字型側溝を設置している。当市全域の雨水管整備率は6.0%と低いことから、今後は可能な箇所から、透水性舗装を採用していきたいと考えている。	B
		78	雨水浸透ますの設置助成	下水道課	1,250	<ul style="list-style-type: none"> 平成23年7月1日より、前川流域を雨水流出抑制重点地域に指定し、補助率等を拡大するよう、「東村山市雨水貯留・浸透施設等設置助成規則」の一部見直しを行い、これを継続している。(平成26年度までの時限) 市ホームページ及び市報でのPR活動 市指定下水道工事店を通じての助成制度活用をお願い 市民産業まつりにおいて、東村山市管工事組合のブース内でのPR活動 	
		79	全市的な事業として雨水の貯留、浸透の推進	下水道課	1,250	<ul style="list-style-type: none"> 東村山市宅地開発及び建築物の建築に関する指導要綱第3条第1項第2号に該当する事業に対し、総合治水の観点から、雨水浸透槽、浸透ます及び浸透トレンチ設置の指導 雨水貯留・浸透施設等設置助成制度の活用の呼び掛け 平成23年7月1日より、前川流域を雨水流出抑制重点地域に指定し、補助率等を拡大するよう、「東村山市雨水貯留・浸透施設等設置助成規則」の一部見直しを行い、これを継続している。(平成26年度までの時限) 上記に合わせ、浸透施設設置不適地内に建物を構える個人に対し、雨水貯留槽の設置助成を開始 	
80	川の本来の浄化能力の回復	道路管理課		北川については、かっぱの会が河川浄化作用がある「よし・かま」の植物を管理している。春、秋にはかっぱの会が河川クリーンアップを行っており、空堀川も市や都、「空堀川に清流を取り戻す会」で、春、秋には河川クリーンアップを行っている。また、出水川を生かす会(平成17年3月発足)・関係住民とで河川のクリーンアップを行い河川管理を行っている。			

○地域環境の保全⑤

4. 生態系・生物多様性の保全

分野	目標	NO.	施策	所管課	決算額 (千円)	24年度の施策推進状況	市評価
動植物の 生息生育環境の 保護	野生生物の種の多様性や個体数がバランスよく豊富に存在していること 外来種が少なく、地域の固有種が守られていること	81	雑木林や水辺等の保全	みどりと環境課		みどりの楽校による「虫取りハイク」・「野鳥観察会」などを実施した。	B
		82	みどりのネットワークの確保	みどりと環境課		身近なみどりの推進事業として、生垣補助事業を、市報・ホームページにて周知した。	
		83	多様な生物の共生空間・生態系の保全、復元	みどりと環境課		北山公園に生息している動植物の保全について検討した。	
		84	地域開発の監視	みどりと環境課		開発指導要綱に基づき、宅地開発で、1,000㎡未満は市条例、1,000㎡以上は都条例、3,000㎡以上は都市計画法及び都条例による指導を行っている。	

○文化的環境の保全①

1. 地域の環境と調和した良好な都市景観の形成

分野	目標	NO.	施策	所管課	決算額 (千円)	24年度の施策推進状況	市評価
まちの美しさの形成	まちなみや建造物が自然や地域の環境と調和していること 地域の特性に応じたまちなみを形成すること	85	建築物又は工作物の形態又は意匠に関する指導	都市計画課		平成24年度に「地区計画の区域内における行為の届出に関する指導要領」に適用する行為の届出件数は6件です。建築物又は工作物の形態又は意匠に関して、適切に指導した結果、要領第8条に規定する行為の適合通知を交付した件数は6件でした。	A
		86	まちづくりのルール化の推進	都市計画課	500	事業中の都市計画道路の整備にあわせ、その後背地を含み、良好な住環境づくりの必要性や地区のルールづくりを周知するため、説明会を開催した。また、沿道地権者の今後の土地利用を把握するため、アンケート調査を実施した。今後、地区計画を設定して、建築物の新築・改築時には、周辺環境の保全等に配慮したしくみづくりを考える。	
		87	地域住民の自主的なまちづくりの推進	都市計画課・まちづくり推進課	29	市民の景観に対する意識の醸成を目的として、市内連絡会議を設置し、関係部署との情報交換を行った。また、市民産業まつりでは、NPO法人アーバンデザイン東村山会議との共催により、市民による好きな風景の投票を行い、自慢の風景についてアンケートを行った。 平成26年度に予定している東村山50景の選定方法については市民意見を取り入れていくこととした。	
		88	ゆとりある住環境の形成	都市計画課		平成24年度に「東村山市宅地開発及び建築物の建築に関する要綱」に適用する宅地開発案件数は13件です。ゆとりある住環境の形成に関して、適切に指導した結果、要綱27条に規定する一宅地当たりの最初宅地面積110㎡以上を確保した件数は9件でした。	
		89	水とみどりのネットワークの整備	みどりと環境課		水辺、雑木林と農地、市街地、公園、公共施設をつなげることで誰もがみどりを実感しながら、安心して快適に歩ける街づくりを目指す。	
		90	市民の協力による植栽、花壇の維持管理	みどりと環境課		施策No.57と同様。	
まちの清潔さの保全	市街地にごみのポイ捨てがないこと 緑地や河川敷等に不法投棄がされていないこと	91	びん・缶・たばこ等のポイ捨て禁止の啓発及び制度の充実	みどりと環境課	2,674	「東村山市路上喫煙等の防止に関する条例」を平成20年6月1日施行し、路上喫煙、たばこの吸殻の散乱の防止が特に必要とする区域を路上喫煙等防止禁止地区・路上喫煙等防止推進地区として指定し、条例施行周知・啓発キャンペーンを実施した。	B
				ごみ減量推進課	5,035	・職員による市内巡回のほか、廃棄物減量等推進員や市民等からの通報により、ごみの回収・清掃等を行ない、ポイ捨てや不法投棄が特にひどい地区においては、警告・啓発の看板等を設置した。 ・小中学校等での出前授業において、市内美化の啓発を行った。 ・ビン・缶等のポイ捨てを防止するべく、自動販売機脇の回収ボックス設置の拡大を働きかけた。	
		92	ごみの不法投棄の取締り	ごみ減量推進課	5,035	職員による市内巡回のほか、廃棄物減量等推進員や市民からの不法投棄の通報に基づき、排出指導、廃棄物の回収等の処置を行った。 指導件数 206 不法投棄件数 331	

○文化的環境の保全②

2. 歴史的、文化的遺産の保全

分野	目標	NO.	施策	所管課	決算額 (千円)	24年度の施策推進状況	市評価
歴史的、 文化的遺産の保全	歴史的、文化的遺産である文化財等の調査研究・保護・活用がされていること 歴史的、文化的遺産と調和する周辺の環境が整備されていること 歴史的、文化的遺産が緑道などによりネットワークされていること	93	文化財の調査研究・保護・活用の推進	ふるさと歴史館	912	<p>・貴重な企画展・貴重な歴史と伝統文化を紹介するため、歴史館での企画展や歴史館、たいけんの里での講演会、講座等の実施を行った。</p> <p>【展示】企画展「町の記録が語る戦時中の東村山」・秋水園開設50周年記念企画展「Gomi×3R+R」・企画展「芸能としての双盤念仏」・「なつかしい暮らしと道具たち」</p> <p>【講演会】「平和観音建立と米兵遺族を訪ね歩いて」・「東村山村(町)兵事関係書類について」・「関東の双盤念仏」</p> <p>【体験事業・講座】「押絵づくり」・「はたおり体験」・「東村山学(全3回)」・「親子でわらじづくり」・「しめ縄づくり」・「手打ちうどんづくり」等</p>	A
		94	伝統文化の保護・継承の支援	ふるさと歴史館	237	東村山市祭囃子保存連合協議会及び野口雅楽振興会への補助金の交付、市民表彰の推薦等に取り組んだ。また季節ごとに年中行事の展示を実施し伝統文化の継承を推進した。東村山市祭囃子保存連合協議会及び野口雅楽振興会への補助金の交付、市民表彰の推薦等に取り組んだ。また季節ごとに年中行事の展示を実施し伝統文化の継承を推進した。	
		95	ボランティアの充実	ふるさと歴史館		東村山文化伝承サポーター・はっちこっくメイトなどのボランティアを活用した体験事業を実施した。24年度については、伝承サポーターを導入し、市内小学校等への出前授業の実施や市内小学校3年生の社会科見学に際して、展示「なつかしい暮らしと道具たち」の対応を通して、郷土へ無形・有形の文化財の理解を深めるなどの事業の支援を行っている。 また、歴史館での機織体験や郷土食づくりなどにおいてもボランティアの支援を受け、体験事業の充実に努めている。はっちこっくメイト考古部会では、市指定文化財「下宅部遺跡」の史跡公園の除草・整備等を行い、文化財の保全を行う事業や遺跡や遺跡から出土した資料等の重要性を説くガイドボランティアなどの活動も行っている。はっちこっくメイト自然部会では、八国山緑地等の自然環境への保全への理解を深める活動自然ガイドや工作系の体験事業を行っている。	
		96	文化財指定の推進	ふるさと歴史館		東村山市教育委員会の諮問を受け、東村山市文化財保護審議会での新たな指定候補となる「熊野神社遺跡出土陶磁器」・川島人形店「はなびや」押絵羽子板製作関連資料の検討を行った。	
		97	文化財保護制度の充実	ふるさと歴史館	126	指定制度に加え、新たな保護制度を文化財保護審議会において検討を開始することとなった。	
		98	文化財の情報発信の充実	ふるさと歴史館	912	<p>・ふるさと歴史館での展示・事業を実施した。また秋の文化財ウィーク時期には、市内の文化財公開を行い、情報発信に努めた。</p> <p>【展示】企画展「町の記録が語る戦時中の東村山」・秋水園開設50周年記念企画展「Gomi×3R+R」・企画展「芸能としての双盤念仏」・「なつかしい暮らしと道具たち」</p> <p>【講演会】「平和観音建立と米兵遺族を訪ね歩いて」・「東村山村(町)兵事関係書類について」・「関東の双盤念仏」</p> <p>【体験事業・講座】「押絵づくり」・「はたおり体験」・「東村山学(全3回)」・「親子でわらじづくり」・「しめ縄づくり」・「手打ちうどんづくり」等</p>	
		99	文化財の周辺の環境の整備	みどり環境課		文化財周辺の自然環境などが、歴史的、文化的遺産と調和するように努める。ふるさと歴史館と連携をして、「たいけんの里」や「はっけんの森」周辺を管理している。	
		100	文化財を結ぶネットワークの充実	道路管理課		市道の拡幅改良事業は地権者の理解と多額の費用を要するため、現在は狹隘道路の拡幅改良工事を実施計画に基づき計画的に進めています。狹隘道路の拡幅改良事業を図ることで、施策の「文化財を結ぶネットワークの充実」のための「緑道や幹線道路の歩道等の整備」を推進しています。	